

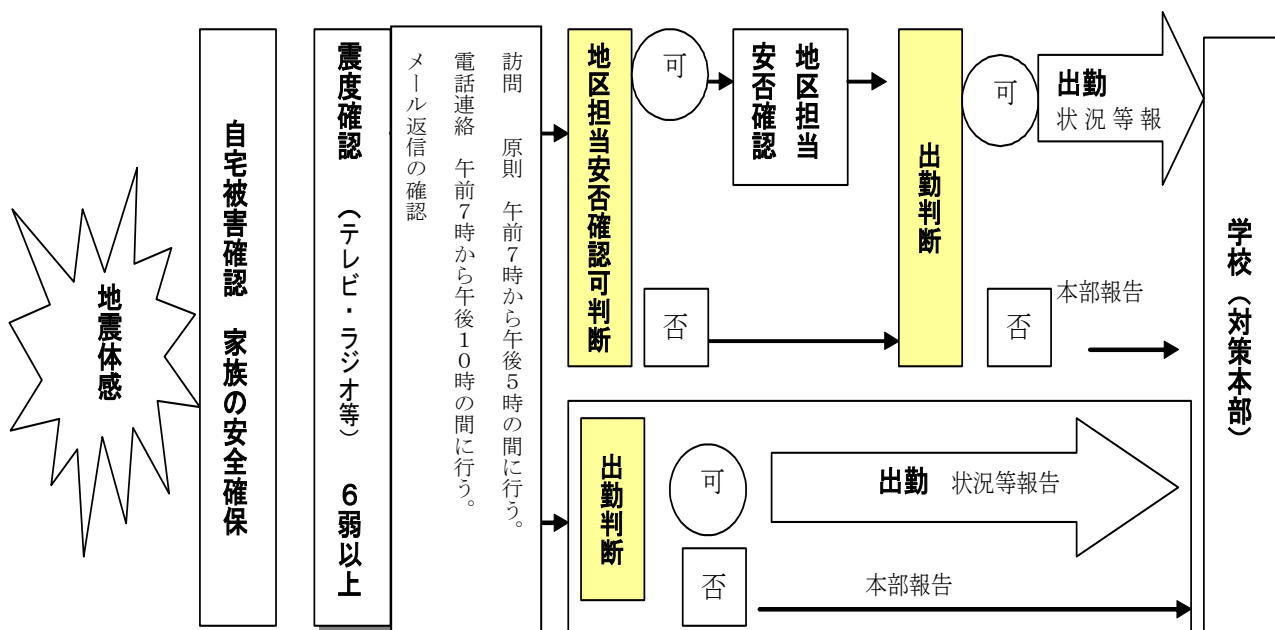
(3) 在宅時の発生

(☆教職員の行動 ★児童生徒等への対応)

- 地震発生** 震度6弱以上の地震が発生した場合
- 本部設置** ☆本部長、教頭(副校長)、防災主任の指示により、各業務に当たる
- 安否確認** ☆教職員家族の安否を確保する。  
★地区担当児童生徒の安否を確認して出勤し、本部に報告する。
- 事後の対応措置**
  - 本部長**  
☆必要に応じて、児童生徒等全員の安否確認を指示する。  
☆対応措置について、所管教育委員会に報告する。(協議する)
  - 教職員**  
☆指定職員は、保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)

\*震度5弱・5強の地震の場合は、震度5を観測した該当児童生徒の家庭に担当が連絡、児童生徒の安否を確認(電話等)

**★報告は学部主事にはではなく、一斉メール返信で本部へ連絡**



※地区担当割り当てのない職員